

函館市労働福祉事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働者の労働条件の改善および生活の安定を図るため、労働団体が行う事業に要する経費について、補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において労働団体とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の改善等を図ることを目的に組織された市内に所在する労働組合を包括する連合団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、連合北海道函館地区連合会および全労連函館地方労働組合会議とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が行う労働・法律相談事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の2分の1以内とし、予算の範囲内で交付する。

(補則)

第6条 この要綱の補助金の交付の申請、決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。